

保護者負担の適正化について

仙台市教育委員会より、毎年度保護者負担である私費（校納金）の徴収にあたっては、適切な対応を行うよう指示されております。

学校運営に係る経費につきましては、「住民の税外負担の禁止」(地方財政法第27条の4)「学校の管理経費の負担」(学校教育法第5条)等により、公費負担とされております。

私費負担とすべき経費は、「児童・生徒個人の所有物に係る経費で、学校、家庭のいずれでも使用出来るものや、学級、学年等の特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの」「教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒に還元されるものにかかる経費」となっております。

西中田小学校におきましては、別添「私費・公費の負担区分」に則って、適切な評価の元教材の選定を行うなど、毎年度見直しを図って経費の節減と保護者負担の適正化に努めております。

